

定する」を削り、「同項第1号」を「第59条第1項第1号」に、「平成11年4月1日から平成16年6月30日まで」を「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」に、「第59条第1項第1号及び第60条第1項中「2年」とあるのは、「3年」を「第59条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に定める場合においては、4年）」と、第60条第1項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に定める場合においては、4年）」に改め、同条第3項を削る。

附則第9条第1項中「（第2項）の次に「及び第3項」を加え、同項に次の2号を加える。

(4) 平成6年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成4年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前3号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成17年度

(5) 平成7年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成5年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成18年度

附則第9条第2項中「エネルギー消費効率」の次に「（次項において「エネルギー消費効率」という。）」を加え、「第3項及び第4項において」を「次項から第6項まで及び附則第12条第6項において」に、「第3項及び第4項並びに附則第12条第6項」を「次項、第4項及び第6項」に改め、同条第4項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で省令附則第5条の2第7項に定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で省令附則第5条の2第8項に定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第9条第2項の次に次の1項を加える。

3 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令附則第10条の2第2項に定めるもの（第5項並びに附則第12条第5項及び第6項において「優良低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして省令附則第5条の2第4項に定める許容限度（第5項並びに附則第12条第5項及び第6項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えない自動車で省令附則第5条の2第5項に定めるもの及び電気自動車等に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第12条第3項中「の取得」の次に「（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を加え、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条第6項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第18条第1項に規定する自動車で同法第20条第1号に規定するエネルギー消費効率に係る施行令で定める基準に適合するもの」を「優良低燃費車」に、「窒素酸化物排出許容限度」を「低窒素酸化物排出許容限度」に改め、「又は第4項」を削り、「平成15年4月1日から平成16年3月31日まで」を「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車で省令附則第12条の2の2第2項に定めるもの及び低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車で省令附則第12条の2の2第3項に定めるものの取得（第3項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第129条の4の規定の適用については、当該取得が平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第1項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から200,000円を控除して得た額」とする。

附則第12条第7項中「前項」を「前2項」に改め、同条第8項中「平成15年10月1日以降」を「平成17年10月1日以降」に、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第9項及び第10項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「第4項」を「第5項」に、「次の各号に掲げる期間内」を「平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間」に、「本項」を「この項」に、「当該各号に掲げる期間」を「次の各号に掲げる自動車」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) バス、トラックその他の省令附則第12条の2の3第7項に定める自動車 100分の2

(2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 100分の1